

大分県立大分上野丘高等学校PTA規約

第1章 総 則

- 第1条 「名称」この会は大分県立大分上野丘高等学校PTAと称し、事務所を大分県立大分上野丘高等学校に置く。
- 第2条 「目的」この会は学校、家庭、社会の協力によって、広く教育の振興をはかり、生徒の福祉を増進する。
- 第3条 「事業」この会はその目的を進めるため、次の事業を行う。
1. 学校の教育に積極的に協力する。
 2. 家庭と学校の間を緊密にし、生活環境の純化を図る。
 3. 教育について必要な研究、調査をする。
 4. 学校の施設、環境整備について援助する。
 5. 県の適正な教育予算の充実を期するために努力する。
 6. 会員の教養を高め、親和をはかる。
 7. 地方公共諸機関と協力し、社会教育の振興をたすける。
- 第4条 「会員」次の者は、この会の会員となる。
1. 生徒の保護者
 2. 教職員
 3. 教育に関心をもち、この会の目的に賛同するもの。

第2章 役 員

- 第5条 「役員」この会に次の役員を置く。
- 会長 1名
副会長 6名（うち1名は学校長）
会計 1名
監査 3名
- 役員は総会で決める。役員が任期途中で止むを得ず辞任したときは理事会で後任を選ぶことができる。
- 第6条 「任務」役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は会務を統括し、会議を主催し、会を代表する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
 3. 監査は会計その他の監査にあたる。
 4. 会計は会の経理にあたる。
- 第7条 「役員の選出」役員を選出は次によるものとする。
1. 理事で構成された役員選考委員会を設置する。委員長は互選による。
 2. 会長、副会長、監査は、役員選考委員会にて選考し、理事会に報告の後、総会の承認を得て決定する。
 3. 会計は事務長を充て、会長が委嘱する。
- 第8条 「顧問」この会に顧問若干名を置く。
- 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じて会務に参加する。その任期は役員に準ずる。
- 第9条 「任期」役員の仕事は1年とする。但し、留任を妨げない。

第3章 機 関

- 第10条 「機関」この会に次の機関を置く。
- 総会 総務会 理事会 運営委員会 常任委員会 学年委員会 会計監査委員会
役員選考委員会

- 第 11 条 「定足数」すべて会議は構成人員の過半数で成立する。但し委任状を認める。会議における決定には、出席者の過半数の同意が必要である。
- 第 12 条 「総会」総会は、この会の最高議決機関で毎年度初めに開く。臨時総会は、会長が必要と認めた場合、理事会の決議又は全クラス委員の3分の1以上の要求があった場合、会長が召集する。総会は会長が議長を務め、会務報告、会計・監査報告、役員承認、規約の改廃、その他重要事項について審議・決定する。
- 第 13 条 「総務会」総務会は、会長、副会長、会計、学校代表理事で構成し、会の運営に関する諸事案について、協議・調整を行う。
- 第 14 条 「理事会」理事会は、総会に次ぐ議決機関で、会長、副会長、会計、理事で構成し、総会に付議すべき諸案件、その他重要事項について審議し、緊急事項を処理する。
- 第 15 条 「運営委員会」運営委員会は、会長、副会長、会計、学校代表理事、学年代表・副代表、常任委員会各委員長・副委員長で構成し、会務の運営を協議すると共に、会務の執行にあたる。
- 第 16 条 「常任委員会」常任委員会に次の委員会を設置し、会務を処理する。各委員会委員は会長が委嘱する。各委員会委員長は各委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。副会長は各委員会を統括する。
1. 研修委員会：生徒・教職員・保護者の研修などに関する事項
 2. 広報委員会：PTAの広報活動に関する事項
 3. 保健委員会：生徒・教職員・保護者の健康・衛生、教育環境などに関する事項
- 会長が必要と認めた場合は、理事会の承認を得て、会長特命の委員会を設置することができる。
- 第 17 条 「学年委員会」各学年委員会は、学年代表・副代表、クラス委員で構成し、当該学年に関する諸事項を処理する。学年代表・副代表は、各学年委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 第 18 条 「会計監査委員会」会計監査委員会は、毎年度末及び必要に応じて会計を監査する。会計監査委員会は、総会で選出された監査委員で構成され、委員長は委員の互選による。
- 第 19 条 「理事」学校代表（教頭、PTA担当教員）、学年副代表、常任委員会各委員長を理事とする。
- 第 20 条 「クラス委員」各クラスは、クラス委員2名を互選する。常任委員会委員はクラス委員を兼務する。役員・理事はクラス委員を兼務できる。
- 第 21 条 「書記」書記は、必要の都度、会長が指名する。

第 4 章 会 計

- 第 22 条 「経費」この会の経費は、会費、入会金、事業収入および寄附金をもって支弁する。
- 第 23 条 「会費」会員は正規の会費をおさめる。
- 第 24 条 「委任」会長は収入及び支出に関する事項を副会長である学校長、また現金及び物品の出納に関する事項を会計である事務長にそれぞれ委任する。

第 5 章 改 正

- 第 25 条 「改正」規約は総会において、出席者の3分の2以上の同意によって改正することができる。

附則 （1）この規約は、一部改正により、平成20年5月21日より実施する。